

藤枝市浄化槽設置補助金について

令和5年度

藤枝市 環境水道部 下水道課

はじめに

藤枝市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を新設する方や、単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽に付け替える方を対象に、設置費用の一部を補助します。

本手引きでは、提出書類の記入方法及び注意事項についてまとめております。問い合わせの多い内容についても記載しておりますので、必ず申請前にご一読ください。

また、令和5年度より汲取り便槽からの転換の補助金額及び様式の一部が変更となっております。様式については市ホームページをご確認ください。

なお、年度途中でも補助金額の合計が予算額に達した場合、申請の受付を終了させていただきます。終了前に予め各施工業者に通知させていただきますのでご確認ください。

0. 令和5年度の変更点

- ① 【既設汲取り便槽からの付け替え】(転換)の補助金額の増額(3ページ)
(【既設単独処理浄化槽からの付け替え】(転換)と同額)
- ② 申請書・完了届・変更承認申請書の押印廃止(11・15ページ)
- ③ ②に代わり、管理誓約書の自署捺印の義務化(7ページ)
- ④ その他、提出書類について詳細な内容の明記(5～9・13・14ページ)

1. 補助対象区域

補助の対象は市内全域のうち、下記の①～④の区域を除いた区域とします。

- ① 下水道事業計画区域
- ② 農業集落排水事業認可区域
- ③ 地域污水处理施設の処理区域
- ④ 集中浄化槽の処理区域

※市ホームページで、補助対象区域をまとめた一覧表を掲載しております。「一部対象」の区域の場合は、場所がわかる地図を添えて下水道課までお問い合わせください。

2. 補助の対象

補助金の申請ができる人は、次のいずれかに該当する人です。

- ① 住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する小規模店舗等併用住宅を含む)を建築し、合併処理浄化槽を設置する人。
- ② 住宅の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に付け替える人。
- ③ 住宅の汲取り便槽から合併処理浄化槽に付け替える人。

3. 補助の要件

補助を受けるには、次の①～③すべての要件を満たす必要があります。

- ① 過去に補助金を受給した方でないこと。
(1家庭につき1基まで。過去に受給した方が同居する場合も含まれます。)
- ② 設置する合併処理浄化槽が、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されており、かつ、国庫補助指針に適合している環境配慮型浄化槽で、10人槽以下のものであること。
- ③ 申請した年度内に工事が完了し、完了届を提出すること。

4. 補助の対象にならない場合

次のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることができません。

- ① 建築基準法による確認申請書または浄化槽法による設置届出書を提出していない場合。
- ② 販売または貸家を目的とする住宅に浄化槽を設置する場合。
(市の空き家バンクに登録している住宅は対象となる場合があります。)
- ③ 季節的に使用する住宅に浄化槽を設置する場合。
- ④ 浄化槽設置後、転入・転居または居住の意思が認められない場合。
- ⑤ 過去に浄化槽設置補助金を受給している場合。
(過去に受給した方が同居する場合も含まれます。ただし、過去に受給していない方が受給した方と分家する場合は、対象となります。過去に受給したか申請者が知らない場合は、申請者本人から下水道課へご連絡ください。)
- ⑥ 浄化槽法第7条による検査及び第11条による検査の申込を行わない場合。

5. 補助金額

補助金額の上限は、新設・転換の別や人槽によって異なります（下表参照）。補助金額は、工事に要する費用と補助金額上限のいずれか少ない額とし、浄化槽設置と宅内配管工事それぞれで上限を適用します。

令和5年度より、建築確認申請を要しない既設汲取り便槽からの付け替えに対する補助金額が、既設単独処理浄化槽からの付け替えと同額となります。ただし、建築確認申請を要する場合は、今まで同様「新設」扱いとします。

種別	人槽	補助金額（上限）		
		浄化槽設置 工事費	宅内配管 工事費	計
新築・増改築による新設 【新設】 建築確認申請を要する増改築を伴う既設単独処理浄化槽または既設汲取り便槽からの付け替え【新設】	5～10人槽	200,000円	—	200,000円
既設単独処理浄化槽または既設汲取り便槽からの付け替え 【転換】 (<u>建築確認申請を要しない増改築をする場合</u>)	5人槽	332,000円	300,000円	632,000円
	7人槽	414,000円		714,000円
	10人槽	548,000円		848,000円

例 既設単独処理浄化槽からの付け替え（5人槽）の場合

(浄化槽設置工事費) (宅内配管工事費) (工事費用計) (浄化槽設置補助金) (宅内配管補助金) (補助金計)
 900,000円 + 250,000円 = 1,150,000円 ⇒ 332,000円 + 250,000円 = 582,000円
 900,000円 + 350,000円 = 1,250,000円 ⇒ 332,000円 + 300,000円 = 632,000円

6. 補助金の申請窓口

藤枝市 環境水道部 下水道課

〒426-0021 藤枝市城南3-2-1（藤枝市浄化センター内）

TEL:054-644-1181 FAX:054-643-3580

メールアドレス:gesui@city.fujieda.lg.jp

7. 申請書等の様式

藤枝市のホームページからダウンロードできます。令和5年度より様式を変更しましたので、申請前に必ず確認していただき、最新の様式をご使用ください。

＜浄化槽設置補助金のページへの行き方＞

トップページ → [くらし・手続き](#) → [上・下水道](#) → [下水道](#) → [浄化槽設置補助金](#)
または 「藤枝市 浄化槽 補助金」で検索

8. 補助金交付の流れ

- ① 『補助金交付申請書』の提出 【申請者（施工業者）⇒市】
↓
- ② 交付申請書の審査 【市】
↓
- ③ 『補助金交付決定通知書』の交付 【市⇒申請者】
↓
- ④ 浄化槽設置工事の実施（据付時水平確認の立会い（抽出）） 【施工業者・市】
↓
- ⑤ 『完了届』の提出 【申請者（施工業者）⇒市】
↓
- ⑥ 完了届の審査 【市】
↓
- ⑦ 『補助金交付確定通知書』及び『補助金交付請求書』の交付 【市⇒申請者】
↓
- ⑧ 『補助金交付請求書』の提出 【申請者⇒市】
↓
- ⑨ 補助金の交付（申請者の口座へ補助金の振込み） 【市⇒申請者】

9. 施工時の注意点

- ・ **必ず**補助金交付決定を受けてから着工してください。交付決定の確認については申請者の個人情報となりますので、市ではなく申請者に直接ご確認ください。
- ・ 既設単独処理浄化槽及び既設汲取り便槽からの転換の際、既設浄化槽等を撤去せず埋設したままにすると不法投棄となるため、**必ず**掘り出して処分してください。（既存建物に支障が出るなどの理由で撤去が難しく埋め殺し等にする場合は、申請者・施工業者・担当設備士の署名捺印をした申出書を完了届提出時に添付してください。）
- ・ 農業用水路へ放流する場合、事前に部農会長へ放流先を確認してください。

10. 市職員による浄化槽設置工事の立会い

浄化槽の水平確認時に、市職員による立会いを行うことがあります。

立会いの対象となる場合は、『補助金交付決定通知書』の交付後、市から施工業者へFAXで連絡票を送付しますので、連絡票に希望日時を御記入の上、下水道課までご返信ください（FAX番号は「6. 補助金の申請窓口」に掲載しております）。

施工業者の希望日時に対し市側の都合がつかない場合は、日時を変更していただく等の対応をさせていただきますのでご承知おきください。

11. 補助金交付申請

(1) 提出書類

下記を参考に提出してください。

なお、場合によっては下記以外の書類の提出を求めることがあります。

① 補助金交付申請書

申請書記入上の注意事項（11～12ページ）等を参考に御記入ください。
令和5年度より申請者氏名欄の「㊤」を削除しました。押印は不要です。

② 付近の案内図（ゼンリン等の地図）

設置場所に色をつけるなどしてわかりやすくマーキングしてください。

③ 浄化槽設置配管図

浄化槽への接続配管を及びトイレ・風呂・台所への配管をはっきりと示してください。（配管の線は手書きでも可。）

特に管が階をまたぐときは、どこに繋がっているかを明記してください。

【既設単独処理浄化槽からの付け替え】（転換）及び【既設汲取り便槽からの付け替え】（転換）の場合、宅内配管工事の範囲となる部分の管路の寸法や桝の大きさ・数・位置等を明記してください。 桝からの立上げで管を使用する場合についても、見積書と整合性がとれるよう、立上げた高さ（管の寸法）を記載してください。

④ 型式適合認定書別添仕様書及び図面（型式適合認定書等は不要）

浄化槽の種類及び人槽の整合性の確認のため、右上部の「型式」欄の該当部分を蛍光ペン等でマーキングしてください。

⑤ 事業経費の見積書（写）

見積書の宛名が申請者と同一であるか確認してください。

申請日より前の日付で見積りを行っているか御確認ください。

【既設単独処理浄化槽からの付け替え】（転換）及び【既設汲取り便槽からの付け替え】（転換）の場合のみ、見積書を『設置工事費』用と『宅内配管工事費』用に分けて、各1部提出してください。

また、見積書には既設単独処理浄化槽及び既設汲取り便槽の撤去・処分費用並びに浄化槽設置工事に関係しない費用（雨水関係の工事費用など）は含めないようにしてください。

『宅内配管工事費』見積書の提出の際の注意事項 ※10ページを参照

- ・見積書の対象となるのは、既設配管の撤去に要する経費、宅内の配管から浄化槽への流入管及び柵の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に要する費用です。
- ・宅内配管工事の見積書の内容は明細まで記載してください。「〇〇工事一式」という記載はしないでください。
- ・見積書に記載する管路の寸法や柵の数等は、『浄化槽設置配管図』で示したものと一致するようにしてください。小数点を表記する場合については、小数点以下の桁数や金額の計算結果に留意してください。

⑥ 建築確認済証（写）または浄化槽設置届出書（写）

※下記◆の2つのうち、該当する方を提出してください。

人槽緩和の『ただし書き適用願い』がある場合は一緒に提出してください。

◆建築確認済証（写） 及び し尿浄化槽の概要書【新設】

新築や増改築など設置届によらない浄化槽設置の場合に提出してください。

※発行対象者が申請者本人であるか確認してください。申請者本人でない場合は、「確認申請書記載事項変更届」で発行対象者を申請者本人にして、変更届を併せて提出してください。

※都市計画区域外の新築住宅の場合、建築確認済証は発行されないため、浄化槽設置届出書を提出してください。（補助金額は新築・増改築と同額。）

◆浄化槽設置届出書(写)【転換】

中部健康福祉センターの受付印が押印されているものを提出してください。

⑦ 家屋の延床面積が記載された公的書類（写）【転換】

発行から1年以内のものを提出してください。

※『固定資産税・都市計画税 課税明細書』（納税通知書）・『登記事項証明書』・『名寄帳』など。

- ⑧ 浄化槽登録証（写）
有効期間外の登録証でないか確認してください。ただし、有効期間を過ぎていても、有効期間の属する年度の間は使用可能です。
- ⑨ 登録浄化槽管理票（C票）
他の書類と内容の整合性がとれているか確認してください。
- ⑩ 浄化槽機能保証登録証（市町村用）
他の書類と内容の整合性がとれているか、登録確認及び証明印が記入されているか確認してください。修正時は二重線で修正してください。
- ⑪ 覚書（写）（正式名称：契約不適合責任覚書（写））
住所・氏名は『補助金交付申請書』と一致させてください。
日付の整合性がとれているか確認してください。
令和5年度より申請者側の「㊟」を削除しました。ただ、施工業者の都合で申請者に押印を求めても構いません。
- ⑫ 管理誓約書
設置場所・住所・氏名は『補助金交付申請書』と一致させてください。
日付の整合性がとれているか確認してください。
令和5年度より、氏名は自署捺印（申請者本人の手書き＋押印）のみの受付
とします。設置場所・住所は手書きでなくても構いません。
- ⑬ 浄化槽設備士免状（写）
免状の認定日が申請日より前であること、大臣による公印が打たれているものであることを確認してください。公印が見えないまたは薄れている場合は、印刷を濃くする、再発行する、原本を持ってくる等してください。
- ⑭ 住民票【新設】
【新築・増改築】（新設）の場合のみ提出してください。
発行から3カ月以内のものを提出してください。写しでも構いません。
複数ページにわたる場合には、すべてのページを提出してください。
- ⑮ 現在の排水処理形態が確認できる書類 【新設 及び 市内在住者】
【新築・増改築】（新設）の場合で市内在住者のみ提出してください。
※下記◆の3つのうち、該当するいずれか1つを提出してください。

※各書類に記載されている名前が申請者本人でない（親族等である）場合、市から申請者本人へ直接確認させていただきますので、ご承知おきください。

◆賃貸借契約書（写）

現在の住まいが賃貸住宅の場合

※賃貸物件の所在地、物件名、賃貸人と賃借人の署名・捺印が確認できるものを提出してください。

◆使用料領収書（写）

現在の住まいが持ち家で、下水道・農業集落排水・地域污水处理施設・汲取り便槽等を使用している場合

※『使用水量のお知らせ』・『汲取り手数料領収書』など。

◆浄化槽清掃記録（写）

現在の住まいが持ち家で、浄化槽を使用している場合

※現在の浄化槽の型式等が確認できるものでも可。

※清掃記録の代用で『浄化槽保守点検記録』を提出する場合、藤枝市の許可を受けている浄化槽清掃業者による保守点検記録のみとなります。

⑩ 申請書提出書類チェックリスト

補助金交付申請書と申請日を揃えてください。

チェック対象となる項目すべての条件を満たしているか確認してください。

他書類と内容の整合性がとれているか確認してください。

以下に、提出書類内における表記についての統一の可否をまとめたものを示します。表記に迷った際は、下表を参考にするか、下水道課へお問い合わせください。

相違点	統一の可否	備考
同一漢字の表記違い (例：「高」と「髙」、 「藪」と「藪」等) (漢字が誤っている場合は修正)	必要 (例外あり)	公的書類（※）に双方の字が載っていれば不要 (例：住民票は「高」 建築確認は「髙」)
「字〇〇」	不要	どの書類も「字」は不要
「丁目」「番」「号」「番地の」	不要	「-（ハイフン）」使用可
マンション名等・部屋番号	場合による	公的書類と一致すれば可
マンション名等と部屋番号の順番 (「マンション名 部屋番」と 「部屋番 マンション名」)	必要 (例外あり)	公的書類のいずれかと 同じ表記であれば不要

※「公的書類」とは、建築確認申請書、住民票、納税証明書、登記簿等を指します。住民票や登記簿の表記に合わせていただければ確実です。

また、藤枝市の許可を受けている清掃業者は以下のとおりです。

業者名	住所	連絡先
(株)静岡環境保全センター	高州 60-15	054-636-1511
(株)カンリ	大洲 2-6-11	054-636-2027
(株)ライフ駿河	小石川町 4-19-59	054-645-3977
(株)藤衛	花倉 446-1	054-648-1119

※(株)城南メンテナンスは一般家庭への浄化槽清掃はできません。

宅内配管工事費見積書（例）

見 積 書

令和5年4月7日

環境 守 様

施工業者

株式会社 藤枝浄化槽

藤枝市岡出山1丁目11番1号

TEL 054-643-3111

印

合計金額 400,840 円（税込）

工事名称 合併処理浄化槽への付け替えに伴う宅内配管工事

項目	数量	単位	単価	金額	備考
VU φ 100	8.3	m	8,000	66,400	
VU φ 75	4	m	7,000	28,000	
VU φ 50	10	m	3,000	30,000	
小口径柵設置 φ 100-150	3	箇所	10,000	30,000	
タメ柵設置 φ 300	2	箇所	15,000	30,000	
既設管接続 φ 40～50	6	箇所	6,000	36,000	
既設管接続 φ 65～75	2	箇所	7,000	14,000	
・					
・					
・					
既設管撤去・処分	1	式		30,000	
既設柵撤去・処分	1	式		30,000	
消耗品及び雑材	1	式		35,000	
諸経費	1	式		35,000	
小 計				364,400	
消費税				36,440	
合 計				400,840	

(2) 『交付申請書』 記入上の注意事項

下記及び次のページの記入例を参考にご記入ください。

- ① 必ず浄化槽設置工事の着工前に申請してください。着工後の申請は受付できません。
申請者の住所と氏名は『住民票』または『浄化槽設置届出書』と一致させてください。
令和5年度より、氏名横の押印は不要です。
(申請書下部の施工業者の押印は必要です。)
- ② 「設置場所」は『建築確認済証』または『浄化槽設置届出書』と一致させてください。「字」はなくても構いません。
- ③ 「実使用人数」は『登録浄化槽管理票 (C票)』の「使用予定人員」及び『浄化槽機能保証登録証』の「使用予定人数」と一致させてください。
- ④ 「着工予定日」は申請受付日から10日以上空けてください。
- ⑤ 「完了予定日」は『浄化槽機能保証登録証』の「工事完了」と一致させてください。
予定日は年度末(翌年3月20日ごろ)以前の日付にしてください。
- ⑥ 「排水放流先」は、『し尿浄化槽の概要書』または『浄化槽設置届出書』と一致させてください。側溝や水路、暗渠など、公共用水域に接続する部分を「排水放流先」としてください。(敷地内の既設樹等は不可)
- ⑦ 「補助金額」は「5. 補助金額」をご確認の上、記載してください。
【既設単独浄化槽からの付け替え】(転換)及び【既設汲取り便槽からの付け替え】(転換)の場合は、浄化槽設置工事費と宅内配管工事費それぞれへの補助金を合計した金額になります。上限を下回る金額の場合はその金額を記入してください。

※令和5年度より押印不要となったため、交付申請書を修正する場合は、文書の差替でのみ受け付けます。訂正印・二重線・修正液等による訂正は受け付けません。

※提出書類について、修正箇所が多数ある場合や添付書類に不備があった場合などは、一旦書類を返却させていただきますのでご了承ください。

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書

記入例

① 令和 5年 4月20日

藤枝市長 宛

② 〒426-0021

住 所 藤枝市城南3丁目2番1号

申請者

令和5年度より、㊦を削除しました。
押印は不要です。

氏 名 環境 守

電話（ 054 ） 644-1181

浄化槽設置補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

③ 設置場所	藤枝市岡部町岡部6-1	
設置の区分	1. 新築・増改築による新設 ② 既設の単独処理浄化槽からの付け替え 3. 既設の汲取り便槽からの付け替え	
種類及び構造	メーカー・型式	ジョカソー JS-5
	人 槽	5 人槽
④ 実使用人数	3 人	
⑤ 着工予定日	令和 5年 5月 11日	
⑥ 完了予定日	令和 5年 9月 25日	
⑦ 排水放流先	1. 側溝 2. 河川 () ③. その他 (水路)	
⑧ 交付申請額	632,000 円	
施工業者	(所在地)	藤枝市岡出山1丁目11番1号
	(氏名又は名称)	株式会社 藤枝浄化槽 印
	(電 話)	054-643-3111

12. 完了届

(1) 提出書類

下記を参考に提出してください。

なお、場合によっては下記以外の書類の提出を求めることがあります。

① 完了届

完了届の記入例（15～16ページ）等を参考に御記入ください。

令和5年度より申請者氏名欄の「㊤」を削除しました。押印は不要です。

② 事業経費請求書（写）・（必要に応じて）浄化槽設置配管図

請求書の宛名が申請者と同一であるか確認してください。

請求書の日付は完了日以降、市への提出日以前の日を記載してください。

【既設単独処理浄化槽からの付け替え】（転換）及び【既設汲取り便槽からの付け替え】（転換）の場合のみ、請求書を『設置工事費』用と『宅内配管工事費』用に分けて、各1部提出してください。

また、『宅内配管工事費』の請求書は、見積書と同様に明細まで記載してください。「〇〇工事一式」という記載はしないでください。

工事の結果、申請時と管路や柵の寸法等を変更した場合、実際の工事に基づいた浄化槽設置配管図を再度提出してください。管路の長さや柵の寸法については申請時同様明記してください。

③ 浄化槽法第7条検査依頼書（写）・第11条検査契約書（写）

銀行の領収印及び（一財）静岡県生活科学検査センターの印が押印されているか確認してください。修正の際は検査センターにも再提出してください。申請時の誤提出が多いため、申請時は提出しないようにお願いします。

④ 保守点検業務委託契約書（写）

浄化槽の型式や人槽が申請書や完了届と一致しているか確認してください。

⑤ 清掃業務委託契約書（写）

浄化槽の型式や人槽が申請書や完了届と一致しているか確認してください。

契約先が藤枝市の許可を受けている清掃業者（9ページ参照）であるか確認してください。

- ⑥ **チェックリスト ・ (設備士が交代した場合) 浄化槽設備士免状**
日付は完了日以降、市への提出日以前の日を記載してください。
浄化槽設備士の氏名が、申請時に免状の写しを添付した設備士と同一であるか確認してください。申請時と異なる場合は、実際に施工した設備士の免状を併せて提出してください。
- ⑦ **既設単独処理浄化槽の処分連絡票 【転換】・(埋め殺し等の場合) 申出書**
【既設単独処理浄化槽からの付け替え】(転換) 及び【既設汲取り便槽からの付け替え】(転換) の場合のみ提出してください。
既存建物に支障が出るなどの理由で撤去が難しく埋め殺し等にする場合は、申請者・施工業者・設備士の押印をした申出書を併せてご提出ください。
申請時の誤提出が多いため、申請時は提出しないようにお願いします。
- ⑧ **浄化槽使用廃止届出書 【転換】**
【既設単独処理浄化槽からの付け替え】(転換) 及び【既設汲取り便槽からの付け替え】(転換) の場合のみ提出してください。
中部健康福祉センターの受付印が押印されているものを提出してください。
- ⑨ **施工写真一式**
『施工写真一覧』(17～18ページ) に沿って提出してください。
撮影時、写真に誤った日付が印刷されないよう、撮影日が入らないようにカメラを設定してください。
黒板や浄化槽の型式等の文字が小さい、ぼやけているなどの理由で読み取れない場合には、文字がはっきりわかる写真を追加で添付してください。
寸法や厚みがわかるようにスケールを使用する場合には、測った結果がわかるようにしてください。
『No.17 放流先』の写真は、公共用水域への放流先を撮影してください。宅内の最終枵等の写真ではありませんので注意してください。
【既設単独処理浄化槽からの付け替え】(転換) 及び【既設汲取り便槽からの付け替え】(転換) の場合は、撤去工事及び宅内配管工事の工事前・工事中・工事後それぞれの写真を添付してください。
宅内配管工事の写真は、どこの部分の写真を明記してください。
- ⑩ **完了届提出書類チェックリスト**
チェック対象となる項目すべての条件を満たしているか確認してください。
他書類と内容の整合性がとれているか確認してください。

(2) 『完了届』 記入上の注意事項

下記及び次のページの記入例を参考に御記入ください。

- ① 完了日から30日以内または申請年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- ② 申請者の住所は浄化槽設置場所の住所（新設の場合は新しい住所）を記入してください。令和5年度より、氏名横の押印は不要です。
（完了届下部の施工業者の押印は必要です。）
- ③ 柱書きの通知番号は申請者宛に送付した『補助金交付決定通知書』を基に記載してください。わからない場合は、空欄で提出してください。
- ④ 「交付決定額」は申請者宛に送付した『補助金交付決定通知書』を基に記載してください。
- ⑤ 「設置場所」は『補助金交付申請書』と一致させてください。
- ⑥ 「種類」及び「構造」は『補助金交付申請書』と一致させてください。
- ⑦ 「着工日」には浄化槽の設置工事を開始した日を記載してください。交付決定日より後になっていることを確認してください。（交付決定日以降であれば申請時の着工予定日より前でも構いません。）
- ⑧ 「完了日」は浄化槽の設置工事が完了した日を記載してください。
- ⑨ 市職員による立会いを実施した場合は、「立会日」を記入してください。実施していない場合は空欄のまま提出してください。
- ⑩ 「事業経費」は以下のように記入してください。
総額：請求書の合計金額（消費税込）
【既設単独処理浄化槽からの付け替え】（転換）及び【既設汲取り便槽からの付け替え】（転換）の場合は、浄化槽設置工事費と宅内配管工事費を合計した金額になります。
補助金：交付確定予定額（基本的には交付決定額と同額）
総額が補助金の上限を下回る場合は、その金額を記入
自己資金：総額から補助金を差し引いた金額

※令和5年度より押印不要となったため、完了届を修正する場合は、文書の差替でのみ受け付けます。訂正印・二重線・修正液等による訂正は受け付けません。

※完了届の提出後、修正箇所が複数ある場合や添付書類に不備があった場合などは、一旦、書類を返却させていただきますので御了承ください。

記入例

① 令和 5年10月12日

藤枝市長 宛

② 〒421-1121

住 所 藤枝市岡部町岡部6-1

申請者

令和5年度より、㊟を削除しました。
押印は不要です。

氏 名 環境 守

電話（ 054 ） 644-1181

③ 令和5年4月30日付け藤下指第1-51号により補助金交付決定を受けた浄化槽の設置が完了したので、関係書類を添えて提出します。

④ 交付決定額	632,000 円		
⑤ 設置場所	藤枝市岡部町岡部6-1		
⑥ 種類及び構造	メーカー・型式	ジョカソー JS-5	
	人 槽	5 人槽	
⑦ 着工日	令和 5 年 5 月 9 日		
⑧ 完了日	令和 5 年 9 月 21 日		
⑨ 立会日	令和 5 年 5 月 10 日		
⑩ 事業経費	総 額	補助金	自己資金
	1,250,000円	632,000円	618,000円
施工業者	(所在地) 藤枝市岡出山1丁目11番1号 (氏名又は名称) 株式会社 藤枝浄化槽 (電 話) 054-643-3111		<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;">印</div>

